

関係各位

ロシア連邦に対する輸出入禁止措置に伴う対応について

今般、以下のとおりロシア連邦に対する輸出入禁止措置に伴う対応の一部が改正されましたのでお知らせいたします。

1. 改正の内容

① ロシア原産の原油上限価格の引き下げについて

上限価格を超えるものは輸入禁止措置の対象となり、経済産業大臣の輸入承認が必要となります。本年9月12日(金)より上限価格が1バレル当たり60アメリカ合衆国ドルから1バレル当たり47.6アメリカ合衆国ドルに引き下げられることとなります。

② 輸出を禁止する特定団体の追加について

ロシアの特定団体(2団体)、ロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体(中国6団体、トルコ2団体、UAE1団体)の追加が行われます。

2. 施行日

① 令和7年9月12日(金)

※ 1バレル当たり47.6アメリカ合衆国ドルを超え、かつ60アメリカ合衆国ドル以下の原油であって、令和7年10月17日までに本邦において船卸しをするものは除きます※。
※事前確認制の対象となり、経済産業大臣の確認書が必要となります。

② 令和7年9月12日(金)

◇詳細については、以下の経済産業省及び外務省のホームページをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2025/09/20250912003/20250912003.html> (経済産業省)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02712.html (外務省)

◇不正輸出入の懸念等、お気付きの点は問合わせ先まで情報提供をよろしくお願ひいたします。

【問合せ先】

東京税関業務部

輸入：通関総括第1部門【手続関係】

電話：03-3599-6337

通関総括第2部門【輸入貿易管理令関係】

電話：03-3599-6338

輸出：通関総括第4部門

電話：03-3599-6341